

## 第 10 章 檢査

## 第10章 検査

### 概要

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。

さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができるることは新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や検査の特性等を踏まえ、国のリスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し検査体制を見直していく。

## 準備期

### 国の取組

- ・ 関係機関との連携により、迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備する。
- ・ 人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について、訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に見直しを行う。

## 市の取組

### 検査体制の整備

- 感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から必要な検査機器を整備するとともに、検査の精度管理や、検査に従事する者の安全性の確保に取組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備を行う。
- 有事において検査を円滑に実施するため、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。また、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。
- 市予防計画に基づき、保健所及び保健環境研究所における検査体制を充実・強化し、検査実施能力<sup>21</sup>の確保状況について、毎年度その内容を国に報告する。

<sup>21</sup> 市予防計画における新興感染症対策の検査体制に係る数値目標

項目	数値目標	
	流行初期	流行初期以降
保健環境研究所での検査の実施能力		180 件/日
保健環境研究所の検査機器の数		2台(リアルタイム PCR)

## 訓練等による検査体制の維持及び強化

### 検査実施能力の把握と定期確認

- 予防計画に基づき、保健環境研究所等における検査実施能力の確保状況等について、国等が実施する訓練等で定期的に確認・把握し、必要に応じて改善を行いう事に備える。保健環境研究所等は、訓練等を活用し、検査体制の維持に努める。

### 平時からの検査機器・搬送体制の訓練

- 保健環境研究所等において、平時からの検査用試薬等の備蓄や、検査施設・検査機器等の整備・保守点検、BSL3対応検査室での検査訓練(検体受入れを含む)を行う。新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を想定した訓練を実施する。

### 検査体制の強化と専門人材育成

- 保健環境研究所等は、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図るため、検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保、JIHSや県内の他の保健環境研究所、さらには他の地方衛生研究所とのネットワークを活用した専門的人材の育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施など、平時から病原体の検査体制の強化を計画的に進めていくとともに、訓練等を通じた人材育成を行う。

### 部署横断的な研修・訓練の実施

- 有事において、速やかに体制を移行するため、関係部門に限らない部署横断的な研修・訓練を行う。

### 検査プロセス全体の確認・検証

- 保健環境研究所等は、訓練を通じて、検査の一連の流れを通して、検体搬送の体制の確認を行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。

**関係機関との連携強化と計画策定**

- 感染症のまん延に備え、感染症法に基づく福岡県感染症対策連携協議会等に参画し、平時から保健所、保健環境研究所のみならず、管内の関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について関係機関と協議した結果等を踏まえ、市予防計画の策定・変更を検討する。

**検疫所等との協力による搬送体制確認**

- 保健所、保健環境研究所及び検査等措置協定締結機関等は、検疫所等の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か研修や訓練を通じて確認する。

## 初動期

### 国の取組

- ・ 海外での発生情報段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法の確立、検査体制の早期の整備を目指す。
- ・ リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活を維持することを目的として検査を利活用する<sup>22</sup>ことの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行う。

### 市の取組

#### 検査体制の整備

- 予防計画に基づき、保健所及び保健環境研究所等における検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に把握する。また、必要に応じ、JIHS等と相互に連携した検査の実施を検討する。

#### 検査診断技術の研究開発への協力

- 国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。

<sup>22</sup> 新型コロナ対応における国民生活・国民経済との両立を目的とする検査の利活用の例

検査の種類	概要
海外渡航時の検査	陰性の検査結果を示すことにより出入国後の行動制限等を緩和するもの
旅行前検査	ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を示すことを条件の一つに全国旅行支援等の適用を可能とするもの
ワクチン検査パッケージ	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を活用し、飲食店やイベント等の各分野における行動制限の緩和を可能とするもの
無症状者への検査	社会経済活動を行うに当たり検査の受検が必要な者、また感染拡大傾向時に感染不安を抱える者を対象に、陰性を確認する目的で実施するもの

## 検査方針の検討

- 準備期において整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、国のリスク評価を参考にして、検査方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。
- 流行状況や、検査の目的、検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。

## 対応期

### 国の取組

- ・ 国や地域ごとの感染症の発生状況や病原体の性状、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を考慮の上、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備し、初動期からの状況変更を踏まえた対応を実施。

### 市の取組

#### 検査体制の拡充

- 保健環境研究所における検査体制(検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保等)を拡充し、検査実施能力を確保する。
- 予防計画に基づき、保健所及び保健環境研究所等における検査実施能力の確保状況を把握する。

#### 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

- 緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について、関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。

#### 感染症の状況変化に応じた検査方針の見直しと実施

- ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、段階的に検査実施の方針の見直し等を、国が検討し判断する。  
市はその方針を踏まえた検査を実施する。